更生資金について

問 私は現在小さな店で駄菓子商をして居りますが、この位の店では私達五人家族が生活することが非常に困難なので、店舗を改造して商品も増やせば場所がら売上も上ると思いますが、何しろ先立つものは資金でありますが善えとてなく、ましてや銀行取引などある筈もなく、個人から借りれば高利の為利子に追われ、とてもそれ以上の収入は上げられないと思いますが何か良い方法はないものでしょうか。

私の家族構成並びに月所得は次の通りです。

世帯主　三九才
祖　母　七〇才　月収　一六、〇〇〇円
長　男　小　六　支出　一五、〇〇〇円
長　女　小　四
一、店舗拡張資金
店舗拡張改良一式　五〇、〇〇〇円
陳　列　棚　二〇、〇〇〇円
冷　蔵　庫　三〇、〇〇〇円
商品仕入　五〇、〇〇〇円
計　一五〇、〇〇〇円

答 お尋ねの趣旨はよくわかりました。現在国および県では皆様方のために色々の便宜を計るため社会福祉事業を実施しておりますが、その一つとして世帯更生資金の貸付を行っております。

これは国および県で補助金を出して県社会福祉協議会事務局で事務を扱っておりますのでこれを利用されるのが一番よいと思います。

これには色々な資格、条件、手続の方法等がありますので以下順を追って説明いたします。

貸付の対象者

貸付金の対象となる世帯は低所得世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの）とするということになっております。

資金の種類

更生資金住宅資金等八つの種類に分けてありますが、あなたの場合、更生資金に該当します。これは貸付金十五万円以内（特に必要と認められる場合二十万円迄）となっており、据置期間一年以内で償還は六年以内となっております。利子は据置期間中は無利子とし据置期間経過後は年三分となっており非常に低い利率です。

申込の方法

あなたの町内（区域）を担当しておられます民生委員さんに事情を話し、市町村社会福祉協議会（市町村役場内）に申込書を備えてありますから、それを貰って所定の事項を記載して民生委員さんに提出してください。

その際原則として二名の連帯保証人が必要です。貸付審議は毎月県社協で一回行なっておりますので、ここで決定されたら市町村社協（略称）民生委員を通じてあなたのところへ決定（否決）通知がきます。

貸付金のほうは同じルートで市町村社協の方へ送金されますので社協備付の保証人の連署した借用書と引換に市町村社協より金を受取ってください。

その際償還の方法、金額を詳しく教えてくれますので、償還は絶対おくれないように、又保証人の方や民生委員さんに迷惑が掛らないように期日が来たら払うようにしてください。なおこのほか、世帯更生資金について、詳しいことを知りたい方は地区担当の民生委員、市町村社協、県社協（水道町福祉会館内）及び県庁社会課へお尋ねください。

★立ち上る人びと★

善意に見守られて

中村　清さん（八代郡坂本村）

自動車運転の仕事をして、家族をみながら苦労に苦労を重ね、やっと定時制高校を卒業した矢先、無理がたたって肋膜炎、入院の要ありと聞かされた時、生活保護の制度など全く知らなかった中村清君は、それこそ、球磨川の河原にペッタリと坐り込んでしまった。療養費もさることながら、老いた両親の生活費の問題を考えると、どうしていいか分らなくなったのは無理もなかった。

その後、民生委員、ケースワーカーとリレーされて療養扶助、生活扶助を受けることになり、五年間の闘病生活が始まる。病勢が進み、結局、肺葉切除の手術を受けた。昭和三十七年全快して退院した日、この日ほど社会福祉の有難さが身にしみたことはなかった。と同時に、いつの日か必ず社会に恩返しと誓ったという。

「何とかして、自分なりに働きたい。今度はお返しをする番だ。」誠意のこもった中村君の手紙を受け取った八代事務所のケースワーカーが奔走した。八代市内の病院長の厚意あるはからいで、検査技術を身につけることになった。最初半年の予定で研修に出たが、一月半で簡易検査のすべてをマスターしてしまった。

素直な性格は、苦しい環境にも負けなかった。善意に満ちた周囲の人たちの見守るなかで、中村君はいよいよ人生の再出発をしようとしている。

身体障害者として更生するには……

問 私は阿蘇郡阿蘇町に住んでいる者ですが今年の九月交通事故で右脚の膝から下を切断し、現在ではすっかり治り、これから身体障害者として更生しなければならないと考えていますが、そのための手続等についてご教示ねがいます。

答 おそらくあなたは身体障害者福祉法に定める「身体障害者手帳」の交付をうけていらっしゃらないと思いますので、づまそのことから説明しましょう。

身体障害者手帳の交付をうけるには、専門医（厚生大臣が県を経由してその専門の医師を指定してあり、各市郡内には必らずいらっしゃいます）に行って診断をうけ、その医師から障害名を書いた診断書をもらって、ご自分の写真を一枚（できるだけ上半身以上のもの）添えて阿蘇町の役場に提出してください。役場には、県知事に提出される「身体障害者手帳交付申請書」が備えてありますからその用紙に必要な事項を記入して捺印し役場の係に提出しておきますと、役場が県の阿蘇福祉事務所を経由して県庁社会課にその申請書が届けられます。ここで、あなたの障害種別と等級が決定されて、手帳が作成され、これが再び阿蘇福祉事務所を経由し阿蘇町役場からあなたに交付されることになっています。

次に、あなたの場合、補装具（義足）の必要があるかと思いますが、補装具を受けるには「補装具の交付申請書」（用紙は役場にあります）を役場に提出しますと、役場から阿蘇福祉事務所を経由して熊本県身体障害者更生指導所でその補装具の適否や種類を判定したのち、補装具の製作も同所で作ることになっています。その費用は、あなたの場合「膝義足」と判定されたときは二万一千円（更生指導所で製作するものは五分引き）ですが、その費用負担は収入の程度によってちがいますが、あなたの場合、相当多額の収入がないかぎり、せいぜい千円以内の額となりましょう。

またあなたが今後何年か経って、もし障害の箇所を再手術したり、あるいは障害を軽くして生活の便宜を増したいと希望される場合は「更生医療」をうけることができます。この場合も直接阿蘇福祉事務所でその総合的な判断を行なって医療の方針を決めたのち専門の指定医の治療がうけられますが、その治療費も相当の収入のある人によって一部分を負担することがあります。

さいごに、先に申しあげた「身体障害者手帳」の交付をうけた場合、どのような社会的な恩恵があるか、かんたんに申し上げますと、先づ、国鉄運賃の割引きがありますが、重度（第一種）の人は、その方の付添一人を含めて五割引、軽度（第二種）の人は、本人だけが百粁を越える場合二等に限り五割引となっています。また、税金の減額と免除のことですが、四級（第二種）以上の障害の人は所得税が六千円控除され、前年の所得が十八万円以下の場合は住民税が免除されることになっております。このほか、社会福祉関係では世帯更生資金の貸付などもあります。

まず身体障害者手帳の交付を

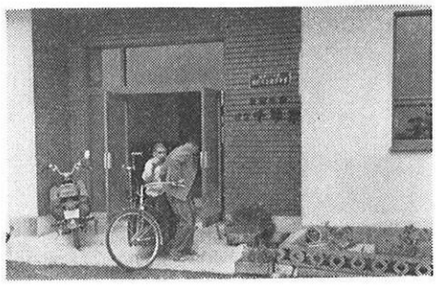

〈施設紹介〉

千草寮

八代郡千丁村にあり、村営。昭和三十六年七月六日生活保護法による定員三十名の保護施設（救護施設）として設立されたが、昨年の二月に定員五十名に増築されている。

この寮は身体上又は精神上著しい欠陥があるため独立して日常の生活ができないため保護を必要とする人を収容して、生活扶助を行うことを目的としている。

施設の内容としては入寮者は全て生活保護法の適用を受け、衣食住が与えられて生活してもらうことになっているが、身体上又は精神上欠陥があるため自活できない人達ばかりであるため、その介護も大きな役割をなしている。日常生活のなか、生活に変化と娯楽を与えるため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の備え付け、毎月一回の誕生会、一月の成人式、三月節句　四月花見　五月節句　七月創立記念行事　九月月見の会　十一月菊見の会、そして十二月のクリスマス等の行事や、特別行事として映写会、演劇会、敬老会等も催されている。

この寮に入るためには福祉事務所に生活保護法による保護の申請をすると、福祉事務所は、保護の要否を判定し必要と認めたら、千草寮（他の救護施設も同じ）に収容依頼をして保護を決定することになっている。